

貿易関係証明 書面発給について

姫路商工会議所

1. 申請者登録について

姫路商工会議所で貿易関係証明を取得するには、当所会員・非会員問わず、事前に「申請者登録」の手続きが必要です。下記の必要書類を**紙媒体**で当所窓口までご提出ください。

※証明書発行が可能になるのは、ご提出いただいた書類を審査してからになります。

※下線の書類については、当所ホームページよりダウンロードの上ご利用ください。

	法人	個人
必ずご提出いただくもの (共通)	<ul style="list-style-type: none">・<u>貿易関係証明(申請者・代行業者)業態内容届</u> 2部・<u>貿易関係証明に関する誓約書(申請者・代行業者)</u> (印鑑証明書の印を押印ください。訂正箇所は訂正印を押印ください。) <ul style="list-style-type: none">・<u>貿易関係証明(申請者)署名届</u> (登録人数分・サイナーの各自書にてお願いします)	
別途必ずご提出いただくもの	<ul style="list-style-type: none">・商業登記簿謄本<履歴事項全部証明>・法人印鑑証明書 ※両方 3 か月以内発行の原本	<ul style="list-style-type: none">・代表者の住民票・代表者の印鑑証明書 ※両方 3 か月以内発行の原本 <ul style="list-style-type: none">・個人事業者であることの証明資料 (開業届写し又は直近の納税証明書 (事業税)の写し)
(該当される場合のみ) 別途ご用意頂きたいもの	<ul style="list-style-type: none"><旧姫路市以外の方>・<u>地区外登録の申請書</u><古物を扱われる事業の方>・古物商許可書の写し<サイナー又は代表者が外国籍の方>・旅券または外国人登録証明書、在留カードの写し	

【有効期限について】

登録有効期限は、会員・非会員ともに 2 年間となり、2 年ごとに更新が必要となります。

有効期限が経過しますと登録は無効になり、証明申請ができなくなります。

【登録事項の変更・追加、署名者(サイナー)の追加・削除、サインの変更が生じた場合】

変更・追加等が生じましたら、当所までご連絡ください。所定の用紙をお渡しいたします。

なお、変更内容によっては別途添付書類が必要になる場合があります。

2. 証明について

原産地証明書・サイン証明各種書類につきましては、申請者様各自で作成していただきます。

申請に必要な以下の書類・典拠資料をお持ちいただき、受付にて申請ください。

なお、申請者ご自身で申請いただく他に、代行業者に委託して申請なさることも可能です。

※下線の書類については、当所ホームページよりダウンロードの上ご利用ください。

原産地証明書	サイン証明・インボイス証明
①証明申請書	①証明申請書
②原産地証明書 (貴社必要分+会議所提出用 1 部)	②サインもしくはインボイス証明書 (貴社必要分+会議所提出用 1 部)
③コマーシャルインボイス(原本 1 部)	サイン証明のみ
④その他典拠書類	③日本語訳 (会議所提出用 1 部)

※署名以外は訂正箇所を含め、全てタイプしてください。

※全て自筆でサインしてください。

【証明書の発行部数について】

必要とされる部数(最大 5 部まで)+当所の控え 1 部(所定の用紙使用、複写不可)をご提出ください。

※ORIGINAL / COPY の表記欄について(原産地証明書)

①必ず ORIGINAL(正本)、あるいは COPY(副本)の表記をしてください。

②本来 ORIGINAL(正本)は 1 部ですが、3 部までは作成を認めています。

- ・ ORIGINAL を 1 部のみとする場合には、1 部のみを「ORIGINAL」と表記し、それ以外は全て「COPY」と表記してください。

ORIGINAL / COPY 発給例

申請OKの例

	パターンA	パターンB	パターンC
申請内容	ORIGINAL COPY (会議所控え)	ORIGINAL-1 ORIGINAL-2 ORIGINAL-3 COPY (会議所控え)	ORIGINAL ORIGINAL ORIGINAL COPY COPY COPY (会議所控え)

申請不可の例

	パターンE	パターンF	パターンG
申請内容	ORIGINAL ORIGINAL	ORIGINAL ORIGINAL ORIGINAL ORIGINAL COPY (会議所控え)	ORIGINAL COPY-1 COPY-2 COPY-3 (会議所控え)
備考	COPYが必要	ORIGINALは3部まで	COPYの枝番不可

【受付窓口】 〒670-8505 兵庫県姫路市下寺 43
姫路商工会議所 総務部 貿易証明担当
TEL : 079-223-6552 FAX : 079-288-0047
E-mail : boueki@himeji-cci.or.jp

【証明取扱時間】 平日 9 : 00～16 : 30 (当所営業日のみ)

3. 原産地証明書の用紙・申請事務マニュアルについて

書面発給時の原産地証明書は、必ず所定の用紙を購入し使用してください。
貿易関係証明の申請事務マニュアルに沿って作成をお願いいたします。窓口にて販売しておりますので、必要な場合はお申し出ください。

4. 各種手数料

【各種手数料について】 (税込)

	会 員	非会員
企業登録料	無料	無料
原産地証明	1,100 円	2,200 円
インボイス証明	1,100 円	2,200 円
サイン証明	1,100 円	2,200 円
会員証明	1,100 円	-
原産地証明書専用用紙 (1 冊 100 枚入)	1,100 円	2,200 円
申請事務マニュアル (1 冊)	330 円	330 円

※お支払いは現金のみとなります。

※証明書発行後、いかなる場合も返金には応じられませんのでご注意ください。

5. その他

①サイン

- ・提出される証明書類には、ご登録いただいた貴社の署名者のサインが必要です。ご登録のない方のサインが入った書類や、サインのない書類については証明発給ができません。
- ・ご登録いただける署名者は、貴社に所属している方のみです。関連会社を含め別会社に所属する社員の登録はできません。
- ・個人事業所の方は、事業主本人以外の従業員をサイナーとして登録することが可能です。

②日付

- ・証明書類には、必ず書類に申請日を入れて下さい。
- ・未来の日付で作成された書類は証明できません。（サイン証明は例外）
- ・船積み後から 6 カ月以内に申請してください。船積み後 6 カ月超 1 年以内の申請に際しては、貿易関係担当までご連絡ください。

③証明日付

- ・当所の証明日付は証明発行日といたします。過去あるいは未来の日付での証明は一切できません。

④証明発行をお断りするケース

次の場合、証明発行ができません。

- ・貿易関係証明申請者登録がされていない場合
- ・登録が有効期限切れの場合
- ・当所指定の用紙以外で原産地証明書を申請された場合
- ・申請書類の内容が妥当と認定できない場合
- ・虚偽の申請または記載に虚偽があるとみなされる場合
- ・典拠書類が不足している場合
- ・申請書類に依頼者の登録されたサインがない場合
- ・作成日付のないもの、もしくは日付が古い場合
- ・その他、証明発行を不相当と認めた場合 など

※貿易証明の発行については通常は当日発行ですが、申請時期や内容により翌営業日発行となる場合もありますので予めご了承ください。

※申請書類に不備がある場合は至急の場合でも受け付けできません。余裕をもって申請手続きをお願いします。